

当事者間秘匿制度（Q & A）

鹿児島家庭裁判所

人事訴訟係

Q 1 人事訴訟を提起するにあたり、他方当事者等に知られたくない情報があるのですが、どのようにしたらよいですか。

A 1 訴えを提起する側を原告、訴えを提起された側を被告といいます。訴訟は、裁判官が原告と被告の主張を聴いて、証拠に基づき、法律に則って判決する手続ですので、訴状等の主張書面や証拠資料等については、裁判所に提出する書面と同じもの（副本又は写し）を他方当事者にも送付等する必要があります。

他方当事者等に知られたくない情報がある場合、その情報が訴訟の審理に必要な情報かどうかについては、ご自身でお考えください。

必要でない場合には、当事者において、該当箇所をマスキングしてコピーをしたものを作成するなどして、当該情報が書面に現れないようにすることが大切です。

Q 2 他方当事者に私の住所を知られたくないありません。調停事件でしていた非開示希望の申出をすればよいですか。

A 2 訴訟事件では、調停と異なり、非開示希望申出を利用することはできません。

人事訴訟の事件記録は、家庭裁判所調査官が子に関する調査を行うなどの事実の調査の部分を除いて、原則、誰でも閲覧をすることができます。

例えば、あなたの住所が他方当事者に知られることにより、生命・身体に危険が生ずるなど生活上で支障が生ずるものである場合に、非開示希望の申出書とともにその住所を記載した書面を提出したとしても、他方当事者等が事件記録を閲覧等することにより知られてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

Q 3 では、訴訟ではどのようにしたらよいですか。

A 3 当事者間秘匿制度の秘匿申立て（民事訴訟法133条（施行日以後））をご検討ください。

Q 4 当事者間秘匿制度とはどのようなものですか。

A 4 当事者又はその法定代理人が、他方当事者に自らの住所等又は氏名等の全部又は一部が知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときに、秘匿申立てを行い、上記要件を満たすときは秘匿決定を得ることにより、住所等又は氏名等を秘匿する制度です。

秘匿申立ての対象となる事項は、当事者又はその法定代理人の住所等及び氏名等です。住所等とは、住所、居所その他通常所在する場所を、氏名等とは、氏名その他その者を特定するに足りる事項をいいます。

Q 5 秘匿申立ては、どのようにすればよいのですか。

A 5 秘匿申立ては、秘匿申立書、秘匿事項届出書面（※秘匿を希望する住所等を記載した書面。秘匿対象者が複数いる場合には、秘匿対象者ごとに作成してください。）、社会生活を営むのに著しい支障を生

するおそれがあることを疎明する資料（※裁判官が見て、一応確からしいと推測できる資料。例えば、保護命令の決定書、住民票上の支援措置を受けていることが分かる資料、陳述書等。他方当事者に知られたくない情報はマスキングして提出してください。）を提出し、申立手数料（※申立書1件につき収入印紙500円（秘匿対象者が複数いる場合を除く。））及び郵便切手（※各庁で定める額）を納めていただく必要があります。

Q 6 裁判所のホームページに掲載された離婚請求の訴状の書式には、原告の住所と氏名を記載する欄がありますが、住所の秘匿申立てを同時にする場合、住所欄は空欄のまま何も記載せずに提出するのでしょうか。

A 6 仮に「代替住所A」と記載して提出してください。秘匿事項届出書面にも、同様の代替事項を記載してください。また、証拠等の資料にも当該住所が現れていないことを確認してから提出してください。

Q 7 秘匿するという決定が出たら、どうすればよいのですか。

A 7 秘匿決定が出た場合、上記秘匿事項届出書面について、秘匿決定の申立てをした当事者又はその法定代理人（当該秘匿対象者）以外の閲覧等の請求が制限されることになります。

住所又は氏名につき秘匿決定をする場合、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項（代替事項）が定められますので、当該訴訟手続及びその後の関連手続で書面を作成する場合には、定められた代替事項（例えば「代替住所A」、「代替氏名A」）を記載して提出して

ください（代替事項を記載すれば住所又は氏名を記載したものとみなされますが、その後の手続によっては再度秘匿の申立てが必要になる場合があります。）。

ただし、秘匿決定により秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される対象は、秘匿事項届出書面に限られますので、ご注意ください。

証拠資料等に秘匿決定の対象となった住所又は氏名やこれらを推知する情報が含まれていたとしても、当然には秘匿対象者以外の者の閲覧等が制限される対象になりませんので、その部分をマスキングした上で提出するか（前記Q1参照）、やむを得ず提出する場合には、他方当事者等の閲覧等を制限する申立て（後記Q8参照）をするかどうかをご検討ください。

いずれにしても、当事者において情報管理をしていただくことが大切です。意図せず秘匿事項等の記載がある書面を提出することのないよう、くれぐれもご留意ください。

Q8 閲覧等制限の申立てはどのようにするのでしょうか。

A8 主張や反論を記載した書面または証拠資料等を提出する際に秘匿すると決定された事項及びこれらを推知する情報の記載がある場合、秘匿事項及びその推知情報が記載されている部分を特定して、閲覧等制限の申立て（民事訴訟法133条の2第2項）をしてください。

申立書、提出する書面のうち閲覧等制限を希望する部分をマスキングした他方当事者等の閲覧等用のコピー（民事訴訟規則52条の11第3項）、申立手数料（※1件につき収入印紙500円）及び郵便切手（※各庁で定める額）を納めていただく必要があります。

Q 9 秘匿申立てをしたら認められますか。仮に決定に不服がある場合どのような手段がありますか。

A 9 要件（前記Q 4 下線部分参照）があり、裁判官の判断によっては認められず、却下されることもあります。却下した裁判に対しては、申立人は即時抗告をすることができます。

秘匿決定が確定した場合でも、秘匿対象者以外の当事者等は、①秘匿決定の要件を欠く又は欠くに至ったとして秘匿決定の取消しの申立て、②自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとして秘匿事項届出書面、閲覧等の請求が制限された対象文書の閲覧等の許可申立てをすることができます。

Q 10 秘匿申立てを却下した裁判が確定すると、どうなりますか。

A 10 秘匿を希望する住所又は氏名を記載した秘匿事項届出書面は、申立人以外の当事者等の閲覧等の対象となります。

訴状提出と同時に秘匿申立てをした場合、訴状に記載した「代替住所 A」、「代替氏名 A」を秘匿事項届出書面に記載した真の住所、氏名に訂正する旨の訴状訂正申立書（裁判所用正本と他方当事者用副本）を提出してください。

Q 11 秘匿決定の取消しの裁判が確定すると、どうなりますか。

A 11 秘匿事項届出書面の閲覧等の請求があれば、秘匿事項届出書面に記載した事項が閲覧等により知られることがあります。

また、秘匿決定の取消しにより、以後は代替事項による記載が認められませんので、取消後に提出する書類には真の住所ないし氏名

を記載することとなります。

Q12 住民票をそのままにして、自宅を出て一時的に避難して生活しています。現在の避難場所を他方当事者等に知られたくありません。訴状に「住所」を記載するにあたり、弁護士事務所、他県に住む親戚の住所などを記載してはいけませんか。

A12 訴状に記載すべき「住所」は「生活の本拠」(民法22条)をいい、氏名と相まって原告を特定するとともに、審理を行うべき管轄裁判所を定める基準の一つとなるため、記載が求められています。現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を訴状に記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。なお、名所旧跡など通常住所とは考えられない場所を記載することはできません。